

船員保険システム刷新及び電子申請について



船員保険システムの刷新について

< 背景・目的 >

船員保険部では、2010年に社会保険庁から業務移管した際に構築したシステムを継続して使用しており、動作環境のサポート切れを迎えることから、2021年度にシステム刷新計画を策定し、2026年1月の船員保険システム刷新に向け準備を進めております。

< 次期船員保険システムの機能について >

現行の船員保険システムの課題を解消するため、次期の船員保険システムでは、業務の効率化やサービスの向上が見込まれる機能を開発しています。

現行船員保険システムの課題	次期船員保険システムの機能
適用徴収・現金給付等の業務については、業務上、必要最低限の機能しか有しておらず、エクセル等を利用したシステム外作業が多く、非効率となっている。	●適用情報データのOCRスキャン機能 日本年金機構から提供された適用情報データ（PDF）をOCRスキャンによるシステム登録を行うことで、システムへの入力、入力内容チェック等の作業を効率化し、マイナ保険証利用のための資格情報登録までの期間短縮を図る。 ●基幹システム^{※1}とレセプトシステムのシステム間連携機能 レセプト情報をシステム間連携を行うことで、高額療養費の支給金額計算や申請勧奨対象者の抽出業務を効率化し、給付金の支払、加入者への申請勧奨を的確に行う。また、資格喪失後受診による返納金額の計算処理や債権管理業務への連携をシステム化することで、返納金催告を適切に実施する。
保健事業や情報分析等の業務については、システム化されておらず、健診結果情報の活用や統計情報の集計等において、多くの手作業が必要となり、非効率となっている。	●保健事業に係るデータベースの構築、統計情報等のシステム化 保健事業委託事業者で受領した健診結果情報を船員保険システム内に保有できるようデータベースを構築することで、健診と医療の双方を含んだ総合的な分析等を行い、船員の健康づくり事業の強化を図る。また、統計や国への報告等に必要な定型的な情報に関してシステムから自動的に抽出することで、データ抽出やデータ加工等の手作業を削減し、業務の効率化を図る。

※ 1）基幹システムとは、船員保険加入者情報の登録などの適用業務、傷病手当金などの給付金の審査支払を行う現金給付業務を行うシステムのこと

船員保険システムの刷新について

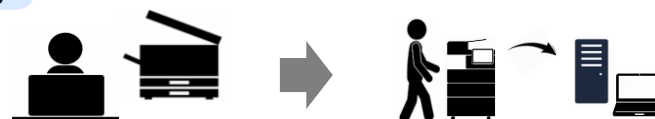
適用情報データの登録方法

現状



日本年金機構から提供された資格取得届等の適用情報データ（PDF）を印刷し、手作業にて基幹システムに入力し、入力内容チェック等を行い登録している。

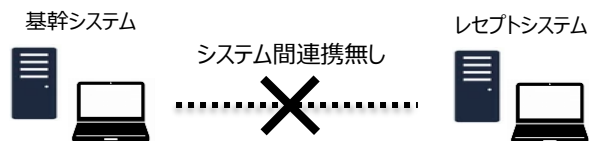
刷新後



日本年金機構から提供された資格取得届等の適用情報データ（PDF）を印刷し、複合機でOCRスキャンを行い、基幹システムへ登録することができる。

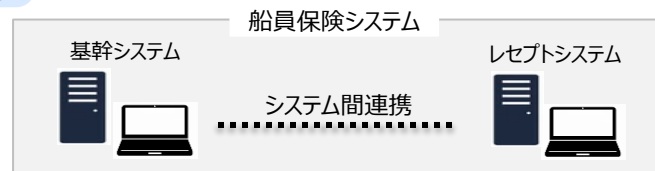
基幹システムとレセプトシステムとの連携方法

現状



基幹システムとレセプトシステムとが別のシステムであるため、高額療養費や資格喪失後受診の返納金業務を行う際、対象のレセプトの抽出はレセプトシステムで行い、支給額・返納額の計算は職員が手計算し、給付金の支払や返納金催告は基幹システムで実施している。

刷新後



基幹システムとレセプトシステムをシステム間連携し、レセプト情報を基に高額療養費の支給額や資格喪失後受診の返納金額をシステムでの計算が可能となり、同じ船員保険システム内で給付金の支払や返納金の催告・管理ができる。

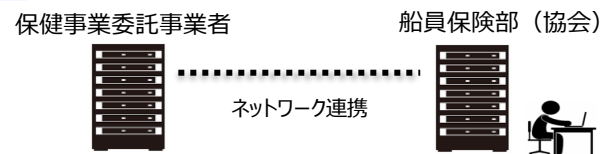
健診結果情報の連携方法

現状



保健事業委託事業者から船員保険部との間にネットワークが存在していないため、健診結果情報等については、電子媒体で連携している。また、現行システム上で健診結果情報を管理する機能がないため、パソコン内に取込み、エクセル等を利用して使用している。

刷新後



保健事業委託事業者のシステムと船員保険システムとの間をネットワークで繋ぎ、健診結果情報等の情報連携はシステム間で行い、受領した健診結果情報は、システム内でデータベース化して管理されるため、いつでもシステムから使用することができる。

< 背景・目的 >

加入者の利便性の向上や負担軽減及び業務効率化のため、政府の「デジタル・ガバメント実行計画」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく電子申請サービスの導入を推進することとし、令和8年1月のサービス開始に向けて、準備を進めています。

< 電子申請の利用対象者・利用時間>

利用対象者：被保険者、被扶養者（一部申請に限る）、社会保険労務士

※被保険者と被扶養者は、マイナンバーカードで本人確認を行うため、マイナンバーカード所持者が利用可能

※社会保険労務士は、事前にユーザーID/パスワードを取得することで利用可能

利用時間：平日 8時～21時

< 電子申請の利用方法>

船員保険加入者の電子申請につきましては、事前に必要事項を記載した申請書や申請に必要な添付書類をご準備いただき、電子申請システム内のデータファイル送信機能にてご提出していただきます。

※ 申請書や添付書類は、スマートフォンのカメラ機能で撮影した画像を送信できます。

電子申請の流れ（申請書選択～申請書/添付書類の送信）

【スマートフォンでの申請時画面のイメージ】

※画面は開発中のものであり、実際とは異なります。

申請書を選択

マイナンバーカード読み取り

申請する資格を選択

申請書/添付書類の
データファイルを送信

申請完了

申請書類選択

健康保険ご加入の方

船員保険ご加入の方

申請書類選択(船員保険)

お手続きされる申請を選択してください

船員保険の申請

船員保険給付に関する申請
(職務外)

船員保険給付に関する申請
(職務上)

船員保険疾病任意継続・
その他適用に関する申請

申請書

傷病手当金支給申請書

「船員保険ご加入の方」を選択
すると、船員保険加入者向けの
申請書を選ぶことができます



資格選択

マイナポータルから
加入履歴を取得

保険者名 徳島支部

記号・番号 70000014-1000001

事業所名称

資格取得日 令和 7年(2025年) 5月14日

資格喪失日

受給者区分 被保険者

過去の資格情報を表示

この資格情報を選択

傷病手当金支給申請書

1 2 3

申請書/添付書類アップロード

以下の書類をデータ化してアップロード
してください

- 傷病手当金支給申請書
- その他添付書類

データ化・アップロード手順

1. 書類のデータ化

2. アップロード操作

3. 画像削除

スマートフォン等のカメラ機能を起動
して申請書（紙）を撮影すること
ができます

申請が完了しました

記号・番号

1234567890-7654321

問合せの際に必要となりますので、こちらの
記号番号を控えていただくか、プリントアウト、
またはスクリーンショットしていただきま
すようお願いいたします。

申請内容に不備があった場合
申請書に記載いただいた住所に申請書を郵便
で返戻させていただきます。返戻理由をご確
認のうえ、再申請をお願いします。

電子申請対象の申請書

【適用関連申請書】

- ・疾病任意継続被保険者資格取得申出書
- ・疾病任意継続被保険者被扶養者（異動）届
- ・疾病任意継続被保険者資格喪失申出書
- ・疾病任意継続被保険者氏名住所性別生年月日電話番号変更（訂正）届
- ・疾病任意継続被保険者資格取得・保険料納付遅延理由申出書
- ・資格確認書交付申請書
- ・高齢受給者証再交付申請書
- ・限度額適用認定申請書
- ・限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- ・特定疾病療養受療証交付申請書
- ・高齢受給者証基準収入額適用申請書（新規判定用）
- ・高齢受給者証基準収入額適用申請書（定期判定用）

【職務外給付関連申請書】

- ・一部負担金相当額支給申請書
- ・療養費支給申請書（立替払）（職務外）
- ・療養費支給申請書（治療用装具）（職務外）
- ・療養費支給申請書（海外療養費）（職務外）
- ・傷病手当金支給申請書（職務外）
- ・高額療養費支給申請書
- ・高額介護合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- ・出産育児一時金内払依頼書差額申請書
- ・出産育児一時金支給申請書
- ・出産手当金支給申請書
- ・葬祭料（費）支給申請書（職務外）
- ・移送費支給申請書
- ・外来年間合算療養費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書
- ・高額医療費貸付金貸付申込書
- ・出産費貸付金貸付申込書
- ・継続療養受給届（職務外）
- ・療養補償証明書

【職務上給付関連申請書】

- ・休業手当金支給申請書
- ・休業・予後特別支給金支給申請書
- ・傷病手当金支給申請書（職務上）
- ・葬祭料（費）支給申請書（職務上）
- ・療養費支給申請書（立替払）（職務上）
- ・療養費支給申請書（治療用装具）（職務上）
- ・継続療養受給届（職務上）
- ・障害給付裁定請求書(新新法)
- ・障害給付裁定請求書(新法)